

第 3 章

管理・運営編

1 認定 NPO 法人等の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、所轄庁(福岡市)の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、**当該事業年度終了後 3 ヶ月以内に**、下表①～⑨に掲げる書類を所轄庁(福岡市)に提出しなければなりません(法 54②二～四、55①、62、法規 32)。

(注) すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁（福岡市）に事業報告書等を提出する必要があります（法 29）。

○ 所轄庁（福岡市）に毎事業年度提出する書類一覧（提出部数は①が1部、②～⑨が各2部）

提出書類		参照ページ
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	116、117
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前事業年度の収益の明細など
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等（注1）との取引	
⑤	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者（注2）で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	
⑨	第2章「2（1）認定等の基準の概要」の(3)（ロの部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類（特例認定の場合も同じです。） ※認定基準等チェック表（第3表、第4表（初葉）、第5表、第7表）、欠格事由チェック表	87～92 98～103

(注1) ④欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のイ～ハに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

イ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

ロ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係

ハ 上記イ、ロに掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑤欄の「特殊の関係」は、(注1) イ～ハに掲げる関係をいいます。

(2) 助成金の報告

認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったとき、所轄庁の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、所轄庁（福岡市）に提出しなければなりません（法54③、55②、62）。

(3) その他の報告

認定NPO法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を「提出先」欄に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
①	認定NPO法人等の代表者の氏名に変更があった場合（法53①、法62）	認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書	所轄庁
②	認定NPO法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合（法52③、法62、法規30、法規34、法26①）	①定款の変更の認証を受けなければならない事項（法25③）に係る定款変更認証申請書 ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（法11①三又は十一に掲げる事項に限ります。） ⑤役員名簿 ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと（法2②二）及び暴力団等に該当しないものであること（法12①三）を確認したことを示す書面 ⑦直近の事業報告書等 ⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ⑨認定等に関する書類の写し ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等（寄附者名簿を除く添付書類を含みます。）の写し ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	変更前の所轄庁を經由して変更後の所轄庁へ提出
③	役員の変更等をした場合（法52①、法62、法23）	福岡市 特定非営利活動法人の手引き（管理・運営編）参照	所轄庁

④	定款を変更した場合 (所轄庁の認証が必要な 場合を除きます。)(法 52 ①、法 62、法 25⑥)	福岡市 特定非営利活動法人の手引き (管 理・運営編) 参照	所轄庁
⑤	定款の変更に係る登記 をした場合(法 52①、法 62、法 25⑦)		
⑥	所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合(法 49 ④、法 51⑤、法 62) ※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。	福岡市では該当しません	
⑦	定款の変更の認証を受けた場合(法 52②、法 62、法 25③④) ※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限る。	福岡市では該当しません	
⑧	認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新た に事務所を設置した場合(法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②)	福岡市では該当しません	

2 認定 NPO 法人等の情報公開

(1) 認定 NPO 法人等の情報公開 (閲覧)

認定 NPO 法人等は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています(110 頁～111 頁の「認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」参照)(法 52④、54⑤、法 62)。

- ① 事業報告書等
- ② 役員名簿
- ③ 定款等
- ④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ⑦ 前事業年度の収益の明細など
- ⑧ ⑦のほか、法規 32②で定める書類
- ⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類



【令和2年改正点】

(注) ①～②の書類を請求に応じて閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます(法 52⑤)。

《参考》 認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています(法 54①②、法 62)。

書 類 名	備え置き期間	
	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 54①）	認定の日から起算して 5 年間	特例認定の日から起算して 3 年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法 54②一）	作成の日から起算して 5 年間	作成の日から起算して 3 年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二）	作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（法 54②三）		
第 2 章「2（1）認定等の基準の概要」の（3）（ロに係る部分を除きます。）、（4）イ及びロ、（5）並びに（7）に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法 54②四、法規 32②）		
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法 54③）		作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁（福岡市）は、認定 NPO 法人等から提出を受けた上記(1)の書類（過去 5 年間に提出を受けたものに限り、）について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています（法 30、56、62）。

認定 NPO 法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧（所轄庁においては謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

【令和2年改正点】

書 類 名		認定 NPO 法人等 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等（注1）	事業報告書	○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年間に提出を受けたもの
	計算書類（活動計算書、貸借対照表）				
	財産目録				
	年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）				
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面				
	役員名簿（注1）				
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）		(注2)		(注2)	
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	期間中の有効	○	期間中の有効
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	(注3)	○	(注3)

前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年間に提出を受けたもの
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金、その他の資金に関する事項を記載した書類	○		○	
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○		×	
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○		○	
	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○		○	
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○		○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○		○	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○		○	
第2章「2(1)認定の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除きます。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類		○		○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類		○	作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで (注4)	○	
寄附者名簿		×		×	
認定（特例認定）申請書		×		×	
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×	

- (注1) 認定 NPO 法人・特例認定 NPO 法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません（令和2年改正法 30、52⑤）。
- (注2) 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。
- (注3) 特例認定 NPO 法人の場合は特例認定の日から3年間
- (注4) 特例認定 NPO 法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

3 認定 NPO 法人等に対する監督等

(1) 認定 NPO 法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁（福岡市）は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁（福岡市）は、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます（法 64①）。

ロ 上記イの検査については、次のように定められています。

- ① 所轄庁（福岡市）は、当該検査をする職員に、上記イの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定 NPO 法人等の役員等に提示させるものとされています（法 64③）。
- ② 所轄庁（福岡市）が、上記イの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ロ①の書面の提示を要しないものとされています（法 64④）。
- ③ 所轄庁（福岡市）は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定 NPO 法人等の役員等に上記ロ①の書面を提示させるものとされています（法 64⑤）。
- ④ 上記イの検査をする職員が、当該検査により上記ロ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、イの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ロ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています（法 64⑥）。
- ⑤ イの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法 64⑦、41③④）。

(2) 認定 NPO 法人等に対する勧告、命令等

イ 所轄庁（福岡市）は、認定 NPO 法人等について、(4) ロ①から③の認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます（法 65①）。

ロ 所轄庁（福岡市）は、上記イの規定による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます（法 65④）。

ハ 上記イの勧告並びにロの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています（法 65⑤）。

ニ 所轄庁（福岡市）は、上記イの勧告又はロの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています（法 65③⑥）。

ホ 所轄庁（福岡市）は、イの勧告又はロの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法 65⑦）。

① 欠格事由の概要（33 頁参照）の(1) 4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長

② 欠格事由の概要（33 頁参照）の(4) 及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

(3) その他の事業の停止

イ 所轄庁（福岡市）は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます（法 66①）。

ロ 所轄庁（福岡市）は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています（法 66②、65⑤⑥）。

(4) 認定 NPO 法人等に対する認定等の取消し

イ 所轄庁（福岡市）は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を取り消さなければなりません（法 67①③）。

① 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しないものを除きます。欠格事由については 47 頁～48 頁参照）のいずれかに該当するとき

② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき

③ 正当な理由がなく、上記(2)ハの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき

④ 認定 NPO 法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

ロ 所轄庁（福岡市）は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます（法 67②③）。

① 第 2 章「2（1）認定等の基準の概要」（30 頁～32 頁参照）(3)、(4)イ若しくはロ、(7)に掲げる基準に適合しなくなったとき

② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、「2 認定 NPO 法人等の情報公開」（1）（109 頁～110 頁参照）に違反して書類を閲覧させないとき

③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。

- ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定 NPO 法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法 67④、43③)。
- ② 所轄庁(福岡市)は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定 NPO 法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法 67④、43④)。
- ③ 所轄庁(福岡市)は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていた NPO 法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法 67④、49①②)。
- ④ 所轄庁(福岡市)は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 67④、65⑦)。
1. 欠格事由の概要(33 頁参照)の(1)4 及び(6)の事由 警視総監又は道府県警察本部長
 2. 欠格事由の概要(33 頁参照)の(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定 NPO 法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業(法人税法第 2 条第 13 号の収益事業を言います。(注)に同じです。)から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法 66 の 11 の 2③④⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます(55 頁参照)。

(5) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 6 か月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定 NPO 法人等と認定 NPO 法人等でない法人の合併について所轄庁(福岡市)の認定を受けた者は、6 か月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処せられます(法 77)。

ロ 50 万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50 万円以下の罰金に処せられます(法 78、79)。

- ① 認定 NP0 法人又は特例認定 NP0 法人でない者であつて、その名称又は商号中に、認定 NP0 法人又は特例認定 NP0 法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者（法 50①、62、78 二、四）
- ② 不正の目的をもって、他の認定 NP0 法人又は特例認定 NP0 法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者（法 50②、62、78 三、五）
- ③ 正当な理由がないのに、上記(2)ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者（法 65④、78 六）
- ④ 正当な理由がないのに、上記(3)イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法 66①、78 七）

ハ 20 万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NP0 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処せられます（法 80）。

- ① 認定 NP0 法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁（福岡市）への届出等（法 52①、53①）、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法 80 三）
- ② 認定 NP0 法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定（法 54①②③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類（第 3 章 2(1)「認定 NP0 法人等の情報公開（閲覧）《参考》（109 頁～110 頁）」を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 四）
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NP0 法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定 NP0 法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法 49④、53④）又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定 NP0 法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法 52②）、認定 NP0 法人等が所轄庁（福岡市）への役員報酬規程等の提出の規定（法 55①②）に違反して、毎事業年度 1 回提出しなければならない書類（第 3 章 1(1)「事業年度終了後の役員報酬規程等の報告」（107 頁～108 頁）を参照してください）及び第 3 章 1(3)「その他の報告」（108 頁～109 頁参照）⑤、⑥、⑦、⑧の書類の提出を怠ったとき（法 80 五）
- ④ 上記(1)イ若しくはロによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

役員報酬規程等提出書

受付印

年 月 日 (宛先) 福岡市長	主たる事務所の所在地	〒 電 話 () — FAX () —	
	(フリガナ) 特定非営利活動法人 の 名 称		
	代表者の氏名		
	認定 (特例認定) の有効期間	事 業 年 度	
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により、下記の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く） ロ 給与を得た職員の総数及び総額	
提出しない場合		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ 年度）		⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
最後に職員給与規程を提出した事業年度（ 年度）		(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く)		認定基準等チェック表（第 3 表） ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		「役員の状況」第 3 表付表 1	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等との取引		監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第 3 表付表 2	
③ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		認定基準等チェック表（第 4 表）（初葉）	
		認定基準等チェック表（第 5 表）	
		認定基準等チェック表（第 7 表）	
		欠格事由チェック表	

(注意事項)

- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（第 62 条において準用する第 55 条第 1 項を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から 3 か月以内に特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項に掲げる書類を福岡市に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、「チェック欄」にチェックしてください。
- 3 提出書類の様式について
特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項の規定により提出する書類のうち、「法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第 3 表（「ロ」欄の記載は必要ありません。）、第 3 表付表 1・2、第 4 表（初葉）、第 5 表、第 7 表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第 3 表の「 年 月 日～ 年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）、ロ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
---------	---------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
	円

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

5 支出した寄附金に関する事項 [⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支出年月日	寄 附 の 目 的 等
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
	合 計	円		

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

6 海外への送金等に関する事項 [⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

法人名		事業年度	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	------	--------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

- (1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。
- (2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。
- (3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

3 「3 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

4 「4 役員等に対する報酬又は給与の状況」欄

イの欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者に対する報酬又は給与の支給について記載します。ロの欄には、当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。なお、経過措置については次ページ「認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する役員報酬規程等提出書の変更点」を御参照下さい。

5 「5 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

6 「6 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

「資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

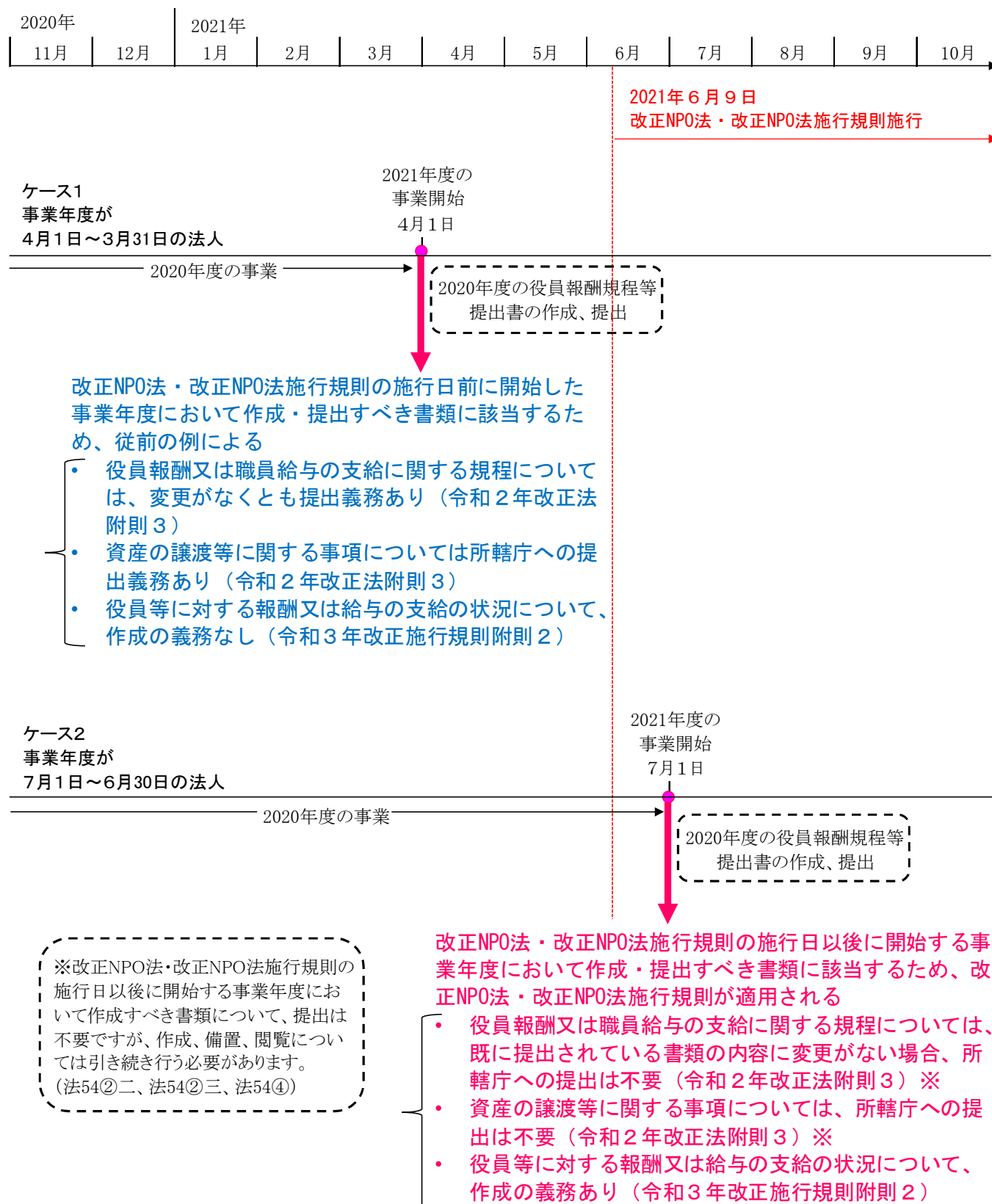
(所轄庁への提出は不要ですが、NPO 法人において、作成、備置、閲覧については引き続き行う必要があります。)

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

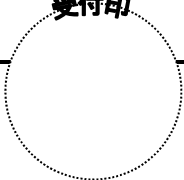
認定特定非営利活動法人等が毎事業年度提出する 役員報酬規程等提出書の変更点

- ・ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
- ・ 前事業年度の資産の譲渡等に関する事項（資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の資金に関する事項）（法54②三、法規32①二。様式例P222）
- ・ 役員等に対する報酬又は給与の状況（法54②三、法規32①五。様式例P219）



助成金支給の実績提出書

受付印

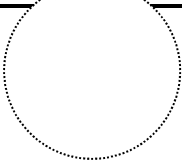
 年 月 日 (宛先)福岡市長	主たる事務所の所在地	〒 電話 () — FAX () —	
	(フリガナ)		
	特定非営利活動法人の名称		
	代表者の氏名		
	認定(特例認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項(第62条において準用する場合を含む。)の規定により、助成の実績を下記のとおり提出します。			
支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

(注意事項)

- 1 この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第2項(第 62 条において準用する場合を含む。)の規定により助成の実績を記載した書類を福岡市に提出する必要がありますので、その際に使用します。
- 2 「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

認定特定非営利活動法人等の代表者変更届

受付印

 年 月 日 (宛先) 福岡市長	主たる事務所の所在地	〒	
		電話 () -	
		FAX () -	
	(フリガナ)		
	特定非営利活動法人の名称		
	代表者の氏名		
	認定(特例認定)の有効期間	自 至	年 月 日 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条の準用含む）の規定に基づき提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所